

# 禁煙都市香港

香港駐在員事務所

秘書 Hau Siu Yun, June

香港では2007年1月1日より、オフィスやショッピングモール等、公的な場所での喫煙を取り締まる禁煙条例が正式に施行されました。香港では“禁煙”のことを正式に“禁止吸煙”と言いますが、これらの表示区域および下記表の禁煙該当エリアで喫煙を行った場合、違反者には最高で5,000香港ドル(約8万円)の罰金が科せられます。アジアでは香港のライバル、“シンガポール”が禁煙都市として有名ですが、香港では2009年以降、バーやナイトクラブ等まで禁煙とする徹底振りで、愛煙家にとっては大変厳しい禁煙施策となりそうです(参考~シンガポールでもレストランやオフィス等の屋内施設は原則禁煙ですが、空調・給排気設備を別途設置した“喫煙ルーム”内においては喫煙が認められています)。

## 【 香港の禁煙条例に盛り込まれている禁煙該当エリア 】

2007年1月1日より禁煙指定	2009年7月1日より禁煙指定
オフィス   ビーチ   レストラン   教育機関 映画館   コンサートホール   カラオケボックス 病院       ショッピングモール   市場 公共施設(除喫煙エリア)       その他	バー   麻雀店   サウナ   マッサージ   ナイトクラブ その他
禁 煙 対 象 外 エ リ ア	
住宅   ホテル客室   路上   公共施設の喫煙エリア   その他	

今回の禁煙条例は、タバコの表示および広告についても厳しく規制しています。例えば、タバコのパッケージに「マイルド」や「ライト」等、誤解を招く表現の使用を禁止しており、健康への害を示す警告文を表示することを義務付けています。香港で人気のある日本製タバコ「マイルドセブン」は、現状のままでは販売出来なくなる見通しが高く、販売会社も今後の対応を迫られているようです。また、2009年11月以降は、タバコの広告も全面的に禁止されます。

さらに、2007年4月1日より、香港内へのタバコの持込に対する規制も強化されています。従来、香港へのタバコの持込は1カートン(200本)まで免税扱いでしたが、今回、3箱(60本)へと大幅に削減されており、喫煙者にとって大きな痛手となっています。実際に、香港国際空港の入国側免税店ではカートン単位でのタバコの販売が減り、現在では3個1パックとしたものが主流となっています。もちろん3箱(60本)以上の持込も可能ですが、免税範囲を超えて持ち込んだ場合、タバコ1本の超過につき0.804香港ドル(約13円)課税されますし、申請せずに持ち込んだ場合は、罰金2,000香港ドル(約32,000円)に加え、本来の5倍の追徴課税(1本当たり約65円で、場合によっては課税品目押収となる)を受けることとなります。

香港にお越しになられる皆さん、香港ではくれぐれも禁煙場所ではタバコを吸われないよう、また、香港へのタバコの持込は3箱以内を目安とされますようご注意願います。



2007年1月1日以降、香港での禁煙を呼びかけるポスター。



オフィスビル外の喫煙エリア。ピーク時には愛煙家で一杯になることもある